



# IFRIC活動状況報告 (2009年6月～2009年8月)

国際会計基準審議会 (IASB) 実務研究員 公認会計士 おおき まさし 大木 正志

## 1 はじめに

2009年6月から同年8月までのIFRIC会議及びIFRIC関連プロジェクトについて、活動状況を報告する。国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)の2009年7月会議が、2009年7月9日にロンドンのIASB本部で行われた。また、IFRIC臨時会議が2009年8月4日に電話会議で実施された。なお、IFRIC9月会議は、提出論点数が少ないためキャンセルされることとなった。

2009年7月会議では、①アジェンダ項目決定(13項目)②新規項目(7項目)について審議が行われた。会議後のステータスは、下記の表のとおりである。

2009年7月会議の結果、IFRICで解釈指針作成を決定した論点及びボードで取り扱うこととなった論点は、下記のとおりである。

原則主義のIFRSは、詳細なガイダンスを提供しない。IFRICで検討されている議論を知ることが、現在、IFRSを適用している国で原則主義会計基準を適用するに当たり、実務上どのようなことが問題になってい

|                                    | 論点数                    |
|------------------------------------|------------------------|
| アジェンダ最終決定(うち、ボード年次改善プロジェクトで取り扱うもの) | 13(2)                  |
| 解釈指針作成に向けた論点                       | 1                      |
| 基準改訂に向けた論点                         | 1                      |
| アジェンダ仮決定(うち、ボードにて基準改訂することが決まったもの)  | 4(年次改善2、コンバージェンス基準改訂1) |
| 議論継続                               | 1                      |
| 合計                                 | 20                     |

|               |   |
|---------------|---|
| 解釈指針の作成       | IAS第32号/第39号—リストラクチュアリング時におけるデット・エクイティ・スワップ(2009年8月6日にIFRIC解釈指針案D25号「持分金融商品による金融負債の消滅」が公表された) |
| コンバージェンス基準の改訂 | IFRS第5号—処分予定グループ評価減   |
| 個別プロセスによる基準改訂 | IAS第32号—外貨建新株予約権(2009年8月6日に公開草案2009/9号「新株予約権の分類」IAS第32号改訂提案が公表された)                            |
| 年次改善プロジェクト    | IFRS第3号—非支配持分の測定  |
|               | IFRS第3号—非置換え又は任意置換え株式報酬プラン  |
|               | IAS第28号—ベンチャーキャピタル連結と損益計算書を通じる公正価値測定  |
|               | IAS第28号—関連会社投資減損  |

るかについて知ることである。将来に向けて日本の読者の方々にも意義深いことであろう。一見、細かい論点に見えるものもあるが、必ず各基準の原則に立ち返って結論が導かれているため、原則の正しい理解と正しい解釈力を養う思考トレーニング

にもなるであろう。この趣旨から、本稿では、できるだけ多くの議論を紹介するよう努めたが、今回の会議では合計で20もの論点があり、すべてについて解説することは困難である。したがって、一部については解説を省略した。より詳細を把握され

たい方は、是非、IASBのwebサイト (<http://www.iasb.org>) で一般公開されているオブザーバーノートを確認いただきたい。

筆者は、IASBの研究員（テクニカルスタッフ）としてIFRIC関連プロジェクト及び年次改善プロジェクトに従事している。文中の意見にわたる部分は筆者の見解であることをあらかじめお断りしておく。

## 2 今回の会議の特徴

- ・ 解釈指針作成に向けた議題（アジェンダ）の決定が久しぶりに下された（デット・エクイティ・スワップ）。
- ・ 昨今の不況を背景とする論点及び金融商品関連論点が極めて多いこと（処分予定グループの評価減、デット・エクイティ・スワップ、外貨建新株予約権、売買可能持分金融商品減損の客観的証拠、中間財務報告における公正価値開示、複合商品を用いたヘッジ戦略）
- ・ 最近、本適用日を迎えた基準に関する論点が多いこと。2009年7月から本適用となっているIFRS第3号「企業結合」（2008年改訂）に関連する論点（非支配持分の測定、非置換え又は任意置換え株式報酬プラン、改訂基準経過規定、持分法への影響）及び2009年1月より本適用となっている改訂IAS第23号「借入費用」に関する論点。
- ・ IAS第28号「関連会社投資」に関する論点も目立つ（減損、適用範囲、IFRS第3号（2008年）との関係）

## 3

### IAS第32号・第39号－リストラクチュアリング時におけるデット・エクイティ・スワップ

IFRICは、企業が金融負債の決済のために自己の株式を発行する取引（デット・エクイティ・スワップ）に関して、いかにIAS第32号又は第39号を適用するかについてガイダンスの提供を求められた。具体的には、企業（株式発行体側）が負債の帳簿価額で新規発行株式を認識するか、それとも、負債若しくは株式の公正価値で認識すべきか、である。

IFRICは、下記を確認した。

- ・ デット・エクイティ・スワップで新規発行された株式を、負債の公正価値若しくは株式の公正価値のいずれか、より決定可能な金額で認識すべきこと
- ・ デット・エクイティ・スワップ実行による負債決済によって生じる貸借差額は、損益として処理すること

IFRICは、現在の経済環境にかんがみて、本論点が広範であること、また、実務のばらつきが生じており財務報告に対する影響が大きいことなどから、解釈指針ドラフトを作成することを決定した。本論点は、現在ボードで審議中である「資本の性格を有す金融商品」の範囲内にあるものの、その緊急性と重要性から、現在のIFRS体系下で解釈指針を作成する意義があるとした。

#### ボード2009年7月会議

ボードは、本論点を年次改善で取り扱うべきか検討した。ボードは、IFRICが解釈指針を作成することを決定したことを尊重し、年次改善で取り扱うべきではないと結論した。

#### IFRIC2009年8月臨時会議

2009年8月臨時会議では、スタッフが準備した検討用ドラフトに基づいて審議され、解釈指針案を公表することが承認された。2009年8月6日にIFRIC解釈指針案D25号「Extinguishing Financial Liabilities with Equity Instruments」（持分金融商品による金融負債の消滅）が公表された。60日のコメント期間を設定してコメントを募集することとなった。なお、別途、解釈指針案の解説を本誌上ですることとした。

## 4

### IAS第32号－外貨建新株予約権発行（Rights issues denominated in a foreign currency）

IFRICは、2005年IFRIC決定の適用について検討するようリクエストを受けた。その決定とは、コール・オプションの保有者が外貨建ての固定金額を対価として固定数量の株式を引き受けることができる権利を有している場合、オプション発行体は、当該オプションをデリバティブ負債として会計処理するべきとするものである。IFRICは、当時、機能通貨以外の通貨建て（外国通貨建て）転換社債について本論点を議論した。今回のサブミッションでは、IFRICの2005年の決定が、外貨で行使価格が固定している新株予約権発行にも適用されるかどうかについて、明確化を求めている。

典型的な新株予約権発行では、企業は既存の株主に新株予約権をプロラタで発行することにより、株主は固定数量の追加株式を固定金額で購入することができる。新株予約権により、株主は固定数量の株式を固定金額の現金で購入することができる（これを通称fixed-for-fixedという）ので、新株予約権発行体は予約権を

(負債ではなく) 持分商品(つまり、株式)として分類し、再測定しない。

例えば、複数の異なる証券市場に株式を上場しているような発行体は、機能通貨以外の通貨で新株予約権の発行が必要になる場合がある。このような場合、発行体の機能通貨では、株式発行の対価として受け取る現金の金額は固定していないこととなる。IFRICの2005年の決定に倣えば、このような外貨建新株予約権は(持分商品ではなく)デリバティブ負債として分類され、新株予約権が行使若しくは失効するまでの期間は再測定され、再測定により生じた差額は損益として認識されることとなる。

IFRICは、かかる結論によれば、株式価格の変動と外国為替レートの変動により損益額が左右されることに注目した。さらに、IFRICの見解によれば、今回検討している外貨建新株予約権は、2005年に検討した外貨建転換社債とは、下記の点で異なるとした。

- 新株予約権は既存の株主にプロラタで配分されなければならないが、転換社債はいかなる投資家にも発行され得る別個の独立した商品である。
- 新株予約権は、全株主を公平に取り扱うためにさまざまな通貨で値付けされる。取引市場を問わない。言い換えれば、株主は、株式が取引される通貨建ての行使価格で新株予約権を受け取る。転換社債は、企業が設定したあらゆる通貨で発行できる。

これらの理由により、IFRICは、このような特徴を持つ新株予約権は持分商品(資本)として分類されるべきと結論した。しかしながら、IFRIC

は、2005年の結論に従って、IAS第32号は新株予約権を持分商品として分類することを認めないことになり得ることも認識した。ボードは、負債資本商品分類に関するプロジェクトを進行中であり、やがて本論点は解消されることとなる。しかしながら、現在の経済環境下で、多くの企業が新株式予約権の発行により資本を調達していることにかんがみて、IFRICは、このリクエストは急を要し、かつ、広範であり、そして、実務的であることを認識した。

したがって、IFRICはボードに対して、IAS第32号を改訂するようリコメンドすることを決定した。その改訂とは、プロラタで既存株主に発行される新株予約権につき、行使価格がいかなる通貨であれ固定していれば、持分商品として分類することを認めることである(to permit rights issued pro rata to existing shareholders to be classified as equity instruments if the exercise price is fixed in any currency)。IFRICは、2009年7月のボード会議でスタッフがかかると改訂提案を行うよう指示した。また、IFRICは、IAS第32号の「fixed for fixed」規定の適用に関連する他の質問について、次回のIFRIC会議でペーパーを準備するよう指示した。

#### ボード2009年7月会議

ボードは、2009年7月会議でIFRICのリコメンドーションに基づき、IAS第32号の改訂提案を決定した。2009年8月に公開草案を発行、30日のコメント期間を設定してコメントを募集することになった。

#### 改訂提案内容

企業が固定数量の自己の持分金融商品を取得する権利を(同クラスに属する自己の非デリバティブ持分金

融商品を保有する) 現在株主全員にプロラタで割り当てており、権利行使により現地通貨ベースで固定金額の現金の払込みを受ける場合、当該権利は持分金融商品である(本文言がIAS第32号第11項(b)(ii)及び第16項に追加される)。

#### 改訂の理由

ボードは、新株予約権の特徴に着目した。今回の改訂で対象となっている新株予約権は、既存のすべての株主に対してプロラタで割り当てがされる場合に限定される。ボードは、かかる新株予約権の発行は、株主としての資格において行動する株主との取引(transaction with an entity's owners in their capacity as owners)であると結論した。したがって、IAS第1号の規定により、株主としての資格において行動する株主との取引は資本にて認識することから、損益として認識しない。

なお、プロラタ以外の新株予約権の割当ては、実質的に株主間及び企業株主間の交換取引として考えられることから、本改訂の適用範囲外であることを明確化している。同様の考え方が、IFRIC第17号「株主に対する非現金資産の分配」でも採用されている。

## 5 IFRS第2号—権利確定条件(vesting conditions)の分類

IFRICは、IFRS第2号IG24非権利確定条件(non-vesting conditions)の例示をいかに適用するかについて明確化するようリクエストを受けた。サブミッションは、具体的シナリオを挙げている。非上場会社が、100の株式オプションを10人の従業員に付与する。付与は、FTSE100インデックスが向こう3年で1回でも6,500

に到達すること、かつ、従業員がその時点まで就業していることを条件としている。企業の株式は非上場であり、FTSE100株式インデックスの一部ではない。

IFRICは、下記の点につき、さらなる調査を要すると結論した。

- ・ サブミッションで特定された論点が、根本的に勤務条件（service condition）と他の条件（すなわち、業績条件 performance condition）との関連性を問題としているのか

どうか。

- ・ このような種類の取引が広範であり、実務のばらつきが生じているのかどうか。

IFRICは、将来の会議で議論を再開することを決定した。

## 6 アジェンダ項目決定

下記の論点については、IFRICで検討されるべきアジェンダ項目ではないことが決定された。

| 関連基準      | 論点  |
|-----------|---|
| IFRS第3号   | 企業結合における取得関連費用  |
|           | IFRS第3号早期適用   |
| IAS第27号   | 非支配持分に関する取引コスト  |
| IAS第7号    | 現金同等物の決定  |
| IAS第28号   | IFRS第3号（2008年改訂）及びIAS第27号（2008年改訂）の持分法会計に対する潜在的影響                     |
|           | ベンチャーキャピタル連結と損益計算書を通じる公正価値測定（fair value through profit and loss）の部分利用 |
|           | 関連会社投資減損  |
| IAS第34号   | 公正価値に関する中間開示  |
| IAS第38号   | REACH規則コンプライアンスコスト  |
| IAS第39号   | 1つ以上のデリバティブをヘッジ商品として使用するヘッジ   |
|           | 「著しい下落若しくは長期にわたる下落」の意味  |
| IFRIC第12号 | サービス譲与契約の適用範囲   |
| IFRIC第18号 | 顧客への適用可能性   |

本誌2009年8月号にて仮決定内容を紹介しているので、ご参照いただきたい。コメントレーター分析に基づく再審議内容と最終決定について、以下解説する。なお、他の論点については、コメンテーターがIFRICの仮決定を支持したため、仮決定内容がほぼ修正なく最終化された。

### IAS第28号関連会社投資－IFRS第3号（2008年改訂）及びIAS第27号（2008年改訂）の持分法会計に対する潜在的影響

仮決定内容：IFRICは、FASB EITF 08-06に含まれる2つの論点について議論した。

- ・ 持分法投資の初期帳簿価格をいかに決定すべきか。
- ・ 持分法被投資企業の株式発行の影響をいかに処理するか。

現行、IFRSは一貫して、初度認識に際して資産（損益計算書を経由する公正価値測定分類を除く）を原価で測定することを要求している。概して、原価は、取得価格と資産取得に直接要したその他の費用（例えば、法的サービス享受のための専門家費用、その他取引費用など）を含む。したがって、IAS第28号第11項に従って決定される関連会社投資原価は、取得価格（purchase price）

と資産取得に直接帰属する必要支出（any directly attributable expenditures necessary to obtain an asset）を含む。

IAS第28号第19A項は、関連会社に対する投資家所有者持分が減少するも著しい影響を保持する場合において、「その他包括利益」で認識される金額（例えば、関連会社が保有する売買可能有価証券に関する評価差額）につきガイダンスを提供している。関連会社が新規株式発行する際の投資家持分減少の影響をいかに認識するかについて、特定のガイダンスはない。しかし、資産処分時に生じる利得若しくは損失の決定に当たり、その他包括利益から損益への再分類が一般的に要求されていることをIFRICは認識した。IAS第28号第19A項は、原因が何であれ、投資家所有持分のあらゆる減少につき適用されるべきである。したがって、IFRICは、関連会社が新規株式発行する際の投資家持分減少に伴って生じる利得、若しくは損失は、損益（profit or loss）として処理すべきと結論した。

既存のIFRSガイダンスより、著しい実務のばらつきが生じるおそれがないことから、IFRICは、本論点がアジェンダ要件を満たさないと結論した。したがって、IFRICは本論点をアジェンダへ追加しないことを仮決定した。

再審議内容と決定：当該仮決定に対するコメントレーターは、仮決定内容につき同意するものの、下記の点につき、追加的な明確化を求めた。

- ・ 偶発的対価（contingent consideration）の取扱い
- ・ 段階取得（step acquisition）による重要な影響の取得の取扱い

しかしながら、IFRICは、これらの論点に関するさらなる明確化をしないこととした。前者についてはさらなる審議時間を要するためであり、後者についてはボードのジョイント・ベンチャー・プロジェクトで検討するためである。この結果、仮決定内容が変更なく最終決定された。

### IAS第39号金融商品：認識と測定－「著しい下落もしくは長期にわたる下落」の意味

仮決定内容：本誌2009年8月号参考

再審議内容：当該仮決定に対するコメントレターによれば、主に下記の点について明確化を求めた。

- ・ 機能通貨：子会社が保有する外貨建証券の減損につき、機能通貨や表示通貨の異なる親会社グループレベルで再評価するべきか。
- ・ 判断基準設定：下落が「著しい、又は、長期にわたる」との判断基準を設定する上で、他に考慮すべき要因は何か。

IFRICは、再審議の結果、子会社が保有する外貨建証券の減損につき、機能通貨や表示通貨の異なる親会社グループレベルで再評価するべきではないこと、減損決定は事実の問題であって、会計方針選択の問題ではないことを明確化した。

#### 最終決定

IFRICは、売買可能持分商品にかかるIAS第39号第61項「著しい下落もしくは長期にわたる下落 (significant or prolonged)」の意味について、ガイダンスを提供するようリクエストを受けた。

IFRICは、著しい実務のばらつきが発生していると指摘する論点提出者に合意した。実務のばらつきの原因は、提出者が特定しているように、IAS第39号規定の適用方法にばらつ

きがあることから生じているとIFRICは結論した。IFRICは、IAS第39号と整合しない不適切な適用方法として、下記を例示した。

- ・ 基準は「著しい下落かつ (and) 長期にわたる下落」と読むべきではない。減損損失の認識のためには、「著しい下落もしくは (or) 長期にわたる下落」であれば十分である。ボードは2003年のIAS第39号改訂時に意識的に「かつ」から「もしくは」へ文言を変更した。
- ・ IAS第39号第67項により、減損の客観的証拠が存在する際に、企業は売買可能持分商品の減損損失を認識しなければならない。第61項は、「持分商品投資の公正価値の著しい下落もしくは長期にわたる下落もまた、減損損失の客観的証拠である」としている。かかる下落が存在すれば、減損損失を認識する必要がある。
- ・ 個別投資銘柄の価値下落が相場全体の下落 (overall level of decline in the relevant market) と同調しているという事実は、当該投資が減損していないと結論することを意味しない。
- ・ 著しい下落もしくは長期にわたる下落の存在は、市場価値の期待される回復予測によって覆されてはならない (回復のタイミングを問わない)。したがって、予測される相場の回復は、「長期にわたる下落」の評価と関連しないとIFRICは結論した。
- ・ AG83及びQ&A E.4.9「非貨幣性の売買可能金融商品の減損」は、外国通貨建て金融商品の認識について議論している。IFRICは、「著しい下落もしくは長期にわたる下落」を外貨建株式の外貨通貨で判

断することは不適切であると結論した。あくまで外貨建株式の減損評価は、金融商品を保有している企業の機能通貨で判断しなければならないと結論した。なぜならば、保有企業の機能通貨で減損が決定されるためである。

IFRICは、上記に示したIAS第39号との不整合は例示にすぎず、実務で生じている不適切な適用例を網羅的に示しているわけではないことを認識した。

IFRICはまた、「著しい下落もしくは長期にわたる下落」の構成要素が何であるかを決定することは、判断を要求される事実の問題であることを認識した。このことは、企業が (一貫した判断に資するために) 内部ガイダンスを作成する場合でも変わらない。IFRICはまた、IAS第1号第122項及び第123項及びIFRS第7号第20項に基づき、企業が減損の客観的証拠の存在と減損金額を決定する上で用いた判断について、開示をする場合があることを認識した。

IFRICは実務での著しいばらつきが存在していることを認識しているが、ボードがIAS第39号に替わる新たな基準を開発するプロジェクトを加速させていることから、当該論点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。

## 7 アジェンダ項目仮決定

IFRICは、下記の論点についてアジェンダ項目の仮決定をした。いずれも、アジェンダに含めないとの仮決定である。2009年8月17日を期限としてコメントを募集した。次回IFRIC会議にて、コメント分析とアジェンダ項目最終決定を実施する予

定である。

| 関連基準    | 論点                 |
|---------|--------------------|
| IFRS第3号 | 非支配持分の測定           |
|         | 非置換え又は任意置換え株式報酬プラン |
| IFRS第5号 | 処分予定グループ評価減        |
| IAS第23号 | 「一般借入金」の意味         |

以下、論点を絞って解説することとする。

### IFRS第3号企業結合－非支配持分の測定

IFRICは、IFRS第3号（2008年改訂）第19号で許容されている測定基準選択を、非支配持分（non-controlling interest：NCI）全体について適用できるかどうか明確化するようリクエストを受けた。同号第19項により、それぞれの企業結合について、取得企業はNCIを公正価値若しくは被取得企業の識別可能純資産のNCI持分割合相当額で測定しなければならない。

NCIの定義は、IFRS第3号（2004年）で定義されていた少数株主持分（minority interests）のほか、例えば、資本として分類される自己の株式に対するオプション、ワラントを含んでいる。問題は、NCIに関する選択的会計処理方法が、NCI全体に適用されるのか、それとも少数株主持分相当額に限定されるのかである。被取得企業の識別可能純資産のNCI持分割合相当額で測定する方法は、NCI全体に適用されるべきと考える論者もいるが、その場合、少数株主持分相当額以外の部分についてはゼロで測定されることになる。なぜならば、オプション等部分に関しては、現時点で持分を有さないからである。

IFRICは、NCIの選択的会計処理は、非取得者の純資産の持分割合相当額に対して現時点で請求資格ある商品に限定されるべきとした。しか

しながら、IFRSは本論点を解決するに十分なガイダンスを提供していないことから、IFRS第3号の改訂が必要とした。したがって、IFRICは、本論点をアジェンダに追加しないことを仮決定し、ボードに対して年次改善でIFRS第3号を改訂するべきと提言することとした。

#### ボード2009年7月会議

ボードは、年次改善に本論点を追加した。NCIの選択的会計処理は、非取得者の純資産の持分割合相当額に対して現時点で請求資格ある商品に限定されるべきとした。すなわち、NCIに含まれているオプション類は選択的会計処理の対象外であり、他の基準（IFRS第2号など）に従い公正価値で測定されなければならないとした。

### IFRS第3号企業結合－非置換え又は任意置換え株式報酬プラン

IFRICは、企業結合における被取得企業の非置換え・任意置換え株式報酬プランの測定基準を明確化するようリクエストを受けた。IFRS第3号（2008年改訂）は、企業結合の結果として強制的に（取得企業の株式報酬プランへと）置き換えられる、若しくは、解消されることとなる被取得企業の株式報酬プランに関してガイダンスを提供している。しかしながら、IFRSは、このような場合以外の株式報酬プランに関するガイダンスを提供していないため、実務のばらつきが生じている。

IFRICは、取得者が被取得企業の

株式報酬プランを置換えしない場合、若しくは、任意で置換えする場合、報酬プランに関して認識される少なくとも一定金額は、企業結合の対価の一部として取り扱われるべきと結論した。しかしながら、IFRSは、本論点を解決するに十分なガイダンスを提供していないことから、IFRS第3号の改訂が必要とした。したがって、IFRICは、本論点をアジェンダに追加しないことを仮決定し、ボードに対して年次改善でIFRS第3号を改訂するべきと提言することとした。

#### ボード2009年7月会議

ボードは、年次改善に本論点を追加した。IFRS第3号パラグラフB57－B62が、企業結合の一部たる被取得者の株式報酬取引すべてに適用されるとした。したがって、取得者が置換えしないと選択した株式報酬プラン及び置換えすることを選択したプランのいずれであっても、当該パラグラフの適用対象となる。

### IFRS第5号－処分予定グループ評価減

IFRICは、処分予定グループの公正価値下落が非流動資産の帳簿価額を超過するような場合における、処分予定グループの評価減に関するガイダンスを提供するようリクエストを受けた。

IFRICは、IFRS第5号第22項によれば、処分予定グループについて認識される減損金額は、グループを構成する非流動資産にプロラタ配分され、その帳簿価額が減額される。IFRS第5号は、処分予定グループを販売コスト控除後、公正価値で測定することを求めているが、一方で、その損失配分額には上限（非流動資産の額）が設定されており、両者にコンフリクトが生じることがあり得

る。IFRICは、実務のばらつきが生じていることを認識した。IFRICは、現在の経済環境では、本論点は広範であることを認識した。

IFRICは、本論点はIFRS第5号の原則に関わることから、解釈指針の対象ではないとした。よって、IFRICは、本論点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。しかしながら、IFRICは、ボードが本論点を優先的に取り扱い、IFRS第5号を改訂すべきと提言することとした。  
**ボード2009年7月会議**

ボードは、本論点を年次改善で取り扱うべきか検討した。ボードは、本論点がIFRS第5号の基本原則に関わることを認識した。また、ボードは、IFRS第5号が米国基準とのコンバージェンス基準であることから、IFRS第5号だけを改訂することは避けるべきとした。したがって、ボードは、本論点を年次改善で取り扱うべきではないと結論した。今後、FASBと共同して、IFRS第5号の改訂作業に着手することが決定された。

**IAS第23号－「一般借入金」の意味**

IFRICは、IAS第23号に従い借入費用を資産計上する際、どのような借入金が一般借入金を構成するのか、ガイダンスを提供するようリクエストを受けた。IAS第23号第14項は、「一般目的で借り入れた資金のうち、適格資産を取得する目的で用いられる資産化適格借入費用額は、当該資産にかかわる支出に資産化率を適用して決定しなければならない。この資産化率は、適格資産取得目的の特定借入金を除く、当期中の借入金残高に対応する借入費用の加重平均率でなければならない。」としている。基準に定義する適格資産以外の特定の資産の購入に用いられる一般借入

金の取扱いについて、IFRICは、ガイダンスの提供を求められた。

同第14項は適格資産に関してのみ言及していることから、ある論者は、適格資産以外の特定資産に関連する借入金を一般借入金の資産化レートから除外することはできないとしている。一方、他の論者は、同第10項の原則、すなわち、適格資産の取得、建設若しくは製造を直接の発生原因とする借入費用は、適格資産に対する支出が行われなかったならば避けられた借入費用である、という点を重視する。IFRICは、IAS第23号第11項が、「適格資産の取得を直接の発生原因とする借入費用額を決定することは難しいものであり、その決定には判断の行使が求められる。」としていることに注目した。

IFRICは、本基準自体がその適用に当たっては判断が必要と規定していることに注目した。さらにIFRICは、自己が提供し得るガイダンスは、解釈指針というよりは適用ガイダンスの性質を有すと結論した。また、IFRICは、ボードが年次改善に本論点を追加するか検討することを認識した。したがって、IFRICは、本論点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。

**ボード2009年7月会議**

ボードは、本論点を年次改善で取り扱うべきか検討した。ボードの見解は、2つに分かれた。

- 本論点を年次改善に含めて、適格資産以外の特定資産に関連する借入金も一般借入金の資産化レートから除外できるよう明確化する。
- 同第14項は適格資産に関してのみ言及していることから、適格資産以外の特定資産に関連する借入金を一般借入金の資産化レート

から除外することはできない。したがって、年次改善に含めない。

後者の見解を支持するボードメンバーが多数であったことから、本論点は、年次改善に含まれないことが決定された。

|       |               |
|-------|---------------|
| 教材コード | J 0 2 0 5 3 4 |
| 研修コード | 2 1 0 3 0 1   |
| 履修単位  | 1単位           |